

平成29年

社会福祉施設等調査

社会福祉行政推進のために実施します



調査の趣旨をご理解いただき、調査にご協力
いただけますようお願い申し上げます。



厚生労働省

Q. 調査の目的は？

A. 社会福祉法に定める第1種または第2種社会福祉事業を行う全国の社会福祉施設等の全てを対象に、社会福祉行政推進のための基礎資料を得ることを目的としています。

Q. どのような内容の調査をするの？

A. 施設数、在所者、従事者について毎年10月1日時点の状況を調査しています。また、3年周期で施設の構造、運営の実態、在所者の状況等の詳細な調査も行っています。

Q. いつ、どのような方法で調査するの？

A. 調査日をはさむ9月下旬～10月上旬 または11月中旬に調査事務局より調査票を郵送します。調査票が届かない場合は調査事務局までご連絡ください。

※ 調査事務局： TEL 0120-577-714

開設期間：平成29年9月25日(月)～12月28日(木)
月～金(祝日除く)10時～18時

Q. 必ず回答しないといけないの？

A. 法的には義務として定められていませんが、よりよい政策・サービスのためにも調査にご協力をお願いいたします。

Q. 調査結果はどう役立っているの？

A. 待機児童解消加速化プラン推進、障害福祉計画の作成や福祉人材確保対策の基礎資料として幅広く活用されています。調査結果等は<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/23-22.html>からご覧いただけます。

社会福祉施設等調査

検索